

**注目!**

## 通学時の負担軽減に関する取組について



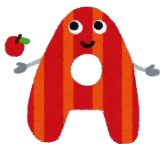
小学校におけるいわゆる「置き勉」の取組状況は？



児童の負担軽減に向け、すべての小学校にて「置き勉リスト」を作成し、そのリストを基に、「置き勉」を実施しています。



中学校におけるいわゆる「置き勉」の取組状況は？



小学校同様、教科書等を学校に置いて帰ることができます。しかし、教科書等を用いた自宅学習や定期考査、単元テスト等の準備のため、必要に応じて適宜持ち帰ることもあります。

中学校では、教科書等の持ち帰りを含め、何事も自分で必要なものを考え準備し、行動することも大切です。

※ 保護者の皆様へお願い

お子様の教育については、第一義的責任は保護者の皆様にあります。



「携行品」や「教科書」等の持ち帰りについて、ご家庭で確認したり、お子様と話し合ったりする機会を数多く設けていただきますようよろしく申し上げます。

【根拠法令】日本国憲法第26条 民法第820条  
教育基本法第10条

【問い合わせ】教育指導課 3880 (5974)